

伊予市自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントのガイドライン

令和 年 月 日
伊予市市民福祉部長寿介護課

伊予市では介護保険の基本理念に基づき、高齢者の自立支援、重度化防止に向けたケアマネジメントのあり方について、「伊予市自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定めます。

1. ガイドライン作成の目的

本ガイドラインを介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「ケアマネジャー等」という）とで共有するとともに、適切かつ質の高いマネジメントを実践することで、高齢者の「自立支援」や「重度化防止」等が実現できることを目指します。

2. 介護保険の基本理念

- (1) 利用者本位
- (2) 利用者の選択の尊重
- (3) 自立支援

3. 基本理念を実践するためのポイント

- (1) 利用者の望む生活について、自己決定ができるように支援を行なうこと。
- (2) 利用者がサービス提供者などに対して適切な発言ができない場合は、利用者の代弁をして、サービス利用の権利の擁護を行なうこと。
- (3) 利用者の意欲を引き出すとともに、潜在能力、利用者の強み、できそうなことなどを見出し、それを最大限発揮できるような支援を行なうこと。（ICFの活用）
- (4) 利用者の要介護状態等の軽減または悪化の防止に役立つような支援を行なうこと。

4. ケアマネジメントのあり方

上記基本理念を実現する上で以下の点に留意し、ケアマネジメントに取り組む必要があります。

- (1) 利用者が住み慣れた地域で、最後まで自分らしく自立した生活が送れるよう、ケアマネジャーをはじめとした多職種が連携し、利用者を取り巻くチームとして機能する。
- (2) 介護保険制度はもちろんその他の制度、地域資源等のインフォーマルサービスについて、常に最新の情報を集約し、利用者に適切に情報を提供することで、利用者がそれらの情報をもとに自己決定ができるよう支援を行う。
- (3) 常に医療に配慮し、医療と介護の連携に努める。
- (4) 利用者の意向を踏まえ、アセスメントにより利用者が望む生活に向けた課題を抽出。その課題を解

決するために適切な目標を立案する。

- (5) 利用者の意向と実際の状況がかけ離れていた場合には、その原因究明に努め、利用者本人が認識を改められるような支援を行う。
- (6) 高齢者においては自立に向けた意欲が喪失していることが多く見受けられることから、利用者と一緒に強みや隠された能力を見出す等することで、意欲が高められるよう支援を行う。
- (7) 「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント」を実践する中で、家族や地域住民への働きかけにより、高齢者が自立可能な地域の実現を目指す。

5. 伊予市の基本方針

伊予市におけるケアマネジメントの基本方針は下記の条例に示しています。

伊予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

伊予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

第2条 指定介護予防支援の事業は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地

域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等及び市との連携に努めなければならない。

6. 伊予市における取組

①地域ケア会議

・課題解決型地域ケア会議

対応が困難なケースに対し、民生委員や高齢者見守り員等の地域住民、ケアマネジャーやサービス事業者をはじめとした制度に関わる関係者、必要に応じ行政関係課や警察等が出席。課題解決に向けた情報の共有や連携について検討を行う。会議は不定期で、主に地域包括支援センターが必要に応じ招集する。

・自立支援型地域ケア会議

伊予市地域包括支援センターや居宅介護支援事業所より提出された事例をもとに、薬剤師、理学療法士、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、主任ケアマネジャー等の多職種が利用者の自立に向けた対応等について助言を行い、事例提供者への利用者の自立支援に資するマネジメントについての気づきを促す。また、会議を通じ、自立に向けた対応等協議を行う中で、潜在している地域課題を抽出することを目的とする。伊予市市民福祉部長寿介護課を事務局とし、月に 1 回第 3 木曜日に開催。

②地域ケア推進会議

上記地域ケア会議において抽出された地域課題を集約し、課題の解決に向けた施策の整備等を目的に開催。会議は「伊予市保健福祉医療連絡会」として年 1 回年度末に開催。地域の医療や介護、障がいや保育関係者や市役所関係課長等が出席。

③ケアプラン点検

給付適正化事業の一環として、伊予市地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者から、新規ケースや訪問介護の生活援助を利用しているケースについてケアプランを提出してもらい点検を実施。自立支援に則した内容となっているか、利用者や家族の意向が反映されているか、適切に課題が抽出されているか、サービスの利用を目的とした内容となっていないか等確認。確認した結果をコメントし返却。